

いまどき相談事例 —川崎市消費者行政センターからの注意喚起情報—

給湯器の無料点検に注意！

【相談事例】

昨日、「あなたのお住いの地区をまわっています。給湯器を点検したいので立ち合いをお願いします。点検は無料です」という電話があり、家族が了承した。

相手が会社名を名乗ったかどうか分からない。念のため、給湯器を購入したガス会社に確認したら、そのような電話はしていないと言われた。



不審なので、明日の点検を断りたいが、どうしたらよいか。

アドバイス



- 「給湯器を無料で点検する」という電話や訪問があっても安易に応じず、メーカーや販売事業者を確認しましょう。
- 事業者の説明をうのみにせず、自身でも状況を確認したり、事業者に必要な説明を求め、不要な場合はきっぱり断りましょう。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**

相談時間

月～金曜日 9:00～16:00（金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付）

土曜日 10:00～16:00（土曜日は電話相談のみ受付）

* 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

事例の解説

- 「給湯器を無料で点検する」という見知らぬ事業者からの電話や訪問をきっかけに、事業者が給湯器を点検したあとで、「このままこの給湯器を使っていると、大変なことになる」などと不安をあおって、給湯器の交換工事などを契約させる点検商法の可能性が考えられます。
- 給湯器の交換工事だけで終わらずに、さらにキッチンや浴室などのリフォーム工事を契約させられたという相談もあります。
- 事例のように、電話で無料点検を了承したが断りたいという場合には、事前に断りの連絡を入れるのがよいでしょう。連絡先がわからない場合は、当日、事業者が訪問してきた際に、ドアを開けずインターホン越しに「ガス会社の無料点検ではなかった。連絡先がわからず断りの連絡が事前にできなかった」と伝え、点検を断りましょう。
- 消費者センターを名乗ったり、消費者センターから委託を受けたと言って電話をかけてきたという相談も入っています。消費者センターが給湯器などの無料点検をすることはありませんし、事業者に委託することもあります。
- 訪問販売で契約した給湯器の交換工事は、契約書面を交付された日を含め8日以内であれば、事業者が書面または電磁的記録（電子メール等）で通知することによってクーリング・オフにより無条件解除が可能です。またクーリング・オフ期間内であれば、工事が終わっていてもクーリング・オフできます。
- 給湯器やリフォーム工事など高額な契約をする場合は、複数の事業者から見積もりを取り、比較検討したうえで、契約することが大切です。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**